

特定非営利活動法人 代表者 様

福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課長

県民に対する説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条の規定により、毎事業年度一回、事業報告書等の書類（以下「本件書類」という。）を福岡県特定非営利活動促進法施行条例第6条で定められた期限までに所轄庁に提出する必要があります。

しかしながら、貴法人については、期限内に本件書類が提出されず、また速やかに提出していただくよう督促書を送付したにもかかわらず、未だ提出されていません。

つきましては、別添の「特定非営利活動促進法の運用方針」に基づき、下記1に掲げる点について下記2により県民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について当課まで書面にて送付いただきますよう要請します。

併せて、先に送付しています督促書に記載している書類を速やかに提出していただきますよう督促します。

なお、本書の発送と行き違いに提出済みの場合は、大変恐縮ですが、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

また、この要請文書及び当課へ送付のあった文書は、広く県民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、福岡県が管理又は利用するホームページ上に掲載して公表します。

記

1 説明していただきたい点

- (1) 説明に係る事実
- (2) 事業報告書等の提出なされていない理由
- (3) 今後における事業報告書等の提出時期を遵守するための方策

2 県民への説明

(1) 説明の実施方法

県民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考としては、以下のものがあり、説明内容を記載した文書を福岡県が管理又は利用するホームページ上に掲載することによって代替することもできます。

<例>

- ・ 貴法人の事務所において閲覧可能な状態での備え置き
- ・ 貴法人が運営しているホームページへの掲載
- ・ 適切な人数が収容できる会場での説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

令和6年4月30日（火）

(3) 当課への書面の送付及び本件書類の提出期限

令和6年4月30日（火）必着

<参考>

○ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）抜粋

（事業報告書の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 （略）

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条、第四十九条第四項又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

○ 福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年条例第31号）抜粋

（事業報告書等の提出）

第六条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、規則の定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に知事にしなければならない。

○ 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（福岡県規則第49号）抜粋

第十一条 条例第六条の事業報告書等の提出は、様式第八号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書きの規定を準用する。

県民への説明書例

<作成上の注意>

※下線部分は、あくまでも例示ですので、各法人の事情や考え方を記載してください。

※提出された説明書は、原則として原文のままホームページ上で公表されますので、記載する内容にはご注意ください。

※以下の情報については記載しないでください。

① 役員以外の者の氏名

② 心身の状況や健康状態（入院、死亡、病歴など）などの情報

※②については、役員に関するものであっても記載しないでください。

(下線部分は、あくまでも例ですので、各法人の事情や考え方を記載してください。)

年 月 日

県民への説明

住所
法人名
代表者名

法人代表者印
は押印不要で
す。

1 説明に係る事実

〇〇年度及び〇〇年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2 事業報告書等の提出がなされていない理由

法人としての活動がなかったため提出不要と誤解していた。

3 今後の提出の予定

今後総会の議決を得て、〇〇年〇〇月〇〇日までに、提出することを約束します。

4 事業報告書等の提出時期を遵守するための方策

今回、法第29条に違反し、法第80条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会及び総会で説明し、事務局の機能を強化します。

提出・問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課

特定非営利活動法人認証担当

TEL : 092-643-3939